

監理団体の皆さんへ

実習が中断した場合、実習生の転籍先・宿泊場所の確保は**監理団体の責務**になります。

技能実習法第51条

●実習先の変更

実習の継続を希望している技能実習生に対しては**新たな実習先を探す義務**が監理団体にあります。また、その間に必要な住居の確保、生活補助等も監理団体が行うことになります。

●帰国情費

帰国情費は自己負担と言われた技能実習生からの相談が多くあります。完全帰国（実習を途中で取りやめて帰国することを含む）の場合の帰国情費は監理団体の負担となります。

帰国直前にトラブルになるケースがあります。実習生の帰国意思の確認は最後まで丁寧に行ってください。

監理団体には実習修了まで実習生を保護する責務があります。

技能実習生の受入れに際しては、技能実習制度、詳細な労働条件や業務内容等について十分に説明のうえ、**適切な選考**を実施してください。

いかなる場合であっても、実習監理責任を監理団体が途中で放棄することは認められていません。

令和6年11月1日から、やむを得ない事情がある場合の転籍について運用が改善されており、実習生の転籍に関する問い合わせが増えています。

技能実習法を遵守し、適正な監理をお願いします。

【問い合わせ先】



外国人技能実習機構

名古屋事務所

援助課

(電話) 052-228-0627

(住所) 名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階

『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）』

第四節 補則

（連絡調整等）

第五十一条 実習実施者及び監理団体は、第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出

（註：困難時届出書）、第十九条第二項の規定による通知又は第三十四条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出（註：困難時届出書または事業廃止、休止届出書）をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の実習実施者又は監理団体その他関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。

『技能実習制度 運用要領』

第5章 監理団体の許可等

【監理事業の概要】

○ 監理団体は、（略）技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するときは、他の実習実施者や監理団体等との転籍に向けた連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。「必要な措置」には、技能実習生に次の実習先をあっせんすること、次の実習先が確保されるまでの間の生活支援等も含まれます。